

浮動株比率定期見直し延期実施に関する
指数コンサルテーションへの対応について

株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）は、本年5月8日から6月7日までの間、TOPIX等の指数算出に用いる浮動株比率の定期見直しの延期について、指数コンサルテーションを実施しました。

本指数コンサルテーションで寄せられたご意見の概要と、東証の検討の概要は以下のとおりです。

1. 寄せられたご意見及び東証の検討の概要

浮動株比率の定期見直し延期は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年4月17日に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、2020年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書等に関し、その提出期限が一律に2020年9月30日まで延長となったことを受け実施するものです。

今般、指数コンサルテーションを通じた意見募集では、東証の提案する浮動株比率の定期見直し延期に対し、賛同のご意見を複数受領しました。

また、延期後の定期見直し実施日（2021年1月29日）についても、すでに予定されている4～6月期の定期見直しと同日に実施することにおける市場影響を考慮しても妥当であるのご意見を複数受領しました。

一方で、TOPIXは日本を代表する最も重要な指数の一つであり、ルールを一時的に変更することについて、指数の信頼性を失う可能性があり、有価証券報告書の提出を遅らせる企業が限定的となる可能性があることから通常どおり見直しを行うべきのご意見を1件受領しました。

東証では、指数算出業務について、算出要領に規定する内容に従い遂行することを前提としていますが、本件については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、定期見直しの基礎資料となる有価証券報告書の提出期限が一律に延長されるとの未曾有の現状に鑑み、2020年1月から3月までに決算期末を迎える株式会社について、提出状況に応じて対応を分けるのではなく、一律に定期見直しを延期とすることが指数利用者の予見可能性を高め、市場の混乱を未然に防止できるものと判断しました。

東証としては、指数コンサルテーションによる意見募集を通じ、引き続き透明性の高い指数運営を維持してまいります。

以上の検討に基づき、東証としては、本年10月最終営業日に実施予定の1～3月決算会社に係る株式の浮動株比率の定期見直しについて、原案どおり公表日及び実施日を変更することといたします。

2. 浮動株比率の定期見直し延期にかかる実施要項

(1) 対象銘柄

2020年1月から3月までに決算期末を迎える株式を対象とします。

(2) 変更内容

	変更後	変更前
公表日	2021年1月8日(金)	2020年10月7日(水)
実施日	2021年1月29日(金)	2020年10月30日(金)

※上記の変更に伴い、2021年1月29日(金)は通常の2020年4～6月期決算銘柄に加え、2020年1～3月期決算銘柄の定期見直しを行うこととなります。

※REIT及び上記以外の期間に決算期を迎える株式については変更ありません。

※なお、東証が株式会社日本経済新聞社と共同算出する、「JPX日経インデックス400」及び「JPX日経中小型株指数」の算出に用いる浮動株比率の見直しについても同様に延期します。

以 上

(問合せ先)

東京証券取引所

情報サービス部 インデックスG

E-mail : index-consultation@jpx.co.jp